

お知らせ

軽自動車等の所有者変更などの手続きはお済みですか

軽自動車等で以下のような異動があった場合には、下記のお問い合わせ先にて所有者・使用者情報の変更または廃車の手続きをしてください。

- | | | | |
|------------------|-------------|----------------|-------|
| ①販売店等から購入した | ②知人等から譲り受けた | ③住所地に変更が生じた | ④廃棄した |
| ⑤知人等に譲った | ⑥盗難に遭った | ⑦災害により使用不可になった | |
| ⑧亡くなった方の名義になっている | | | |

【手続きに関するお問い合わせ先】

車両の種類	手続き先
軽自動車(660cc以下の三輪・四輪)	軽自動車検査協会 茨城事務所(水戸市酒門町4400番地) ☎050-3816-3105
二輪の小型自動車(250cc超) 軽二輪(125cc超250cc以下)	関東運輸局 茨城運輸支局(水戸市住吉町353番地) ☎050-5540-2017
原動機付自転車、小型特殊車両	常陸大宮市役所税務徴収課または各支所 ☎52-1111

※廃車等の手続きを代行者に依頼したときは、**税止め手続きが完了したかどうか確認してください。**

☎ 税務徴収課 市民税G ☎ 52-1111 内線 239

**2月14日以前の太田税務署での
確定申告相談は事前予約が必要です**

2月14日(金)以前に所得税・個人消費税・贈与税の確定申告相談を希望される場合は、事前に相談日時等を電話予約していただく必要があります。予約なく来られた場合は対応できません。

2月17日(月)～3月17日(月)の確定申告期間中に相談を希望される方は、太田税務署内の確定申告会場へお越しください。

確定申告会場への入場には入場整理券が必要です。国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでは、整理券の事前発行ができますので、ぜひご利用ください。



▲国税庁
(太田税務署)



▲国税庁 LINE
公式アカウント

☎ 太田税務署 ☎ 0294-72-2171 (自動音声)

**スマホでの確定申告方法を教えます!
「スマホ申告操作説明会」開催**

令和6年分の確定申告に向けて、スマートフォンから申告する際の基本的な操作方法を太田税務署の職員が説明します。ぜひご参加ください。
※「スマホ申告操作説明会」では、申告書の送信(確定申告)はできません。

開催日	場所
12月23日(月)	太田税務署
12月25日(水)	(常陸太田市金井町3662番地)
12月19日(木)	ワークプラザ勝田
12月24日(火)	(ひたちなか市東石川1279番地)

時間	各日 ①10:00～12:00 ②13:30～15:30
定員	各回24名
申込方法	太田税務署へ電話

※マイナンバーカードで申告するときに便利な**マイナポータル連携**も説明します!

※駐車場の台数に限りがありますので、来場にはなるべく公共交通機関をご利用ください。

申込・☎ 太田税務署 個人課税第一部門
☎ 0294-72-2172